

独立行政法人消防研究所に係る業務方法書の要旨

平成 13 年 4 月 2 日
総務大臣認可

第 1 章 総則

目的

- ・独立行政法人消防研究所の業務の方法について基本的な事項を定め、適正な運営に資することを目的とする。

業務の基本方針

- ・業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

用語

- ・独立行政法人消防研究所法において使用する用語の例による。

第 2 章 研究、調査及び試験

研究、調査及び試験の実施

- ・自主研究及び受託研究を通じ総合的な研究、調査及び試験を実施する。

第 3 章 研究、調査及び試験等の成果の普及及びその方法

研究、調査及び試験等の成果の普及

- ・報告会の開催、報告書の作成・頒布、特許権等の実施、技術支援、試作品の頒布等

報告会

- ・定期に開催するほか時宜に応じ、原則として公開により開催

報告書

- ・定期的に及び時宜に応じて作成し、一般に頒布

特許権等

- ・別に定めるところにより、適正な実施料を徴収することができる。

技術支援

- ・別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

試作品

- ・別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第 4 章 消防の科学技術に関する情報の収集、整理及び提供及びその方法

消防の科学技術に関する情報の提供等

- ・別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第5章 検定対象器具等の検定

試験及び個別検定の実施

- ・研究所は、総務大臣に命じられたときは、検定対象機械器具等の試験及び個別検定を実施する。

試験の際の見本の種類及び数量

- ・研究所がその都度定める。

個別検定の手続き

- ・日時及び場所を定め、申請した者に通知する。
- ・全数検査又は抜き取り検査によって行う。
- ・研究所は、合格した検定対象機械器具等に、消防法施行規則第40条に定める合格の表示を付す。
- ・外国検査機関の行った検査結果を記載した書類を添付した場合における個別検定の手続きについては、研究所が別に定める。

手数料

- ・消防法施行令第41条に定める手数料を徴収するものとする。

第6章 火災の原因の調査

火災の原因の調査

- ・依頼を受けたときは、速やかに調査に着手できるよう、他の業務との調整を行うものとする。

身分を示す証票

- ・火災原因調査に従事する研究所職員は、別に定める身分を示す証票を携行するものとする。

第7章 業務委託の基準

研究、調査又は試験の委託

- ・自ら実施することが効率的でない認められる研究、調査若しくは試験の全部又は一部の実施を他に委託することができる。

委託契約

- ・受託者と研究委託契約、調査委託契約又は試験委託契約を締結する。

第8章 競争入札その他の契約に関する基本的事項

契約に関する基本的事項

- ・競争方式を原則とし、公正で合理的、経済的な運用を行うものとする。

第9章 その他研究所の業務の執行に関して必要な事項

研究、調査又は試験の受託

- ・委託者と研究受託契約、調査受託契約又は試験受託契約を締結する。

研究、調査又は試験の受託料

- ・当該研究の実施に要する経費の額及び研究所が別に定める報酬の額の合計額とする。

その他の業務方法

- ・必要な事項について細則を定めるものとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 28 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人消防研究所に係る業務方法書の要旨を公表する。